

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は、取引先である中小企業・小規模事業者との共存共栄を図るため、以下の取り組みを推進します。

- ・ 技術開発・商品改良にあたって、協力会社との共同開発や試作支援を積極的に行い、相互の競争力向上を目指します。
- ・ 発注時には、可能な限り安定的・継続的な取引関係を築き、取引先の経営基盤の強化に貢献します。
- ・ 発注仕様や納期等に大きな変更がある場合は、事前に協議の場を設け、相手方の事情に配慮した対応を行います。
- ・ グリーン調達やサステナビリティ推進に向けて、サプライチェーン全体での取組共有を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、サプライヤー・施工業者等の協力企業に対して、原材料費・エネルギー価格・人件費等の上昇に伴う価格改定要請について、誠実かつ迅速に対応いたします。

- ・原価上昇に関する協議については、文書での要請を受けた際には 7 営業日以内に一次回答を行い、協議日程を提示いたします。
- ・継続的取引のある協力先に対しては、年 1 回以上のコスト見直し協議を実施し、持続可能な関係構築に努めます。
- ・一方的な価格交渉や納期短縮要求を行うことなく、互恵的な立場を尊重し、全体の利益を重視した判断を行います。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3 . その他（任意記載）

当社では、国内外の中小規模事業者と継続的かつ公正な取引関係を構築するため、以下の取組を実施しております。

- ・ 見積依頼においては複数業者への機会提供を行い、公平性を担保しています。また、業者選定の際は価格のみならず、信頼性・地域性・雇用実績等も評価軸としています。
- ・ 海外においては現地パートナー企業と定期的な情報交換を行い、施工品質・安全管理・人材育成に関して共同ガイドラインを策定しています。
- ・ 下請企業・委託先に対しては、契約内容(納期、支払条件等)を明示した書面を発行し、口頭契約の排除に努めています。
- ・ 年1回、取引先企業との関係改善・業務効率化をテーマにした意見交換会を開催し、相互の成長と改善に取り組んでいます。

2025年7月24日

株式会社サイラ

企業名

代表取締役 中川伸太郎

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。